

# 重要事項説明書

<令和7年4月1日~>

## 1. 事業の目的

本園は、以下の運営方針に基づき、入園する幼児への教育・保育を行うことを目的とします。

## 2. 運営方針

○幼児期にふさわしい生活や豊かな遊びの体験を通して、心情・意欲・態度を培います。

○台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」を踏まえ、3つの力を育てます。

- ・健康な心と体で生活できる力
- ・相手や状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力
- ・自分で考え、意欲的に遊び、学べる力

○地域や家庭と連携し、文化や自然に触れ、心や感性を豊かにします。

○小・中学校との連携を図り、就学へのなめらかな接続を目指していきます。

○安心、安全に配慮し、温かな愛情のもとで一人一人を大切に育てます。

## 3. 本園の概要

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 名 称                   | 台東区立富士幼稚園               |
| 所在地                   | 台東区4丁目48番18号            |
| 開設年月日                 | 昭和25年4月1日               |
| 電話番号                  | 03-3874-2460            |
| 園長氏名                  | 足立 祐子                   |
| 利用定員                  | 3歳児 20人 4歳児 30人 5歳児 30人 |
| 申込みが定員を上回る<br>場合の選考方法 | 抽選による                   |

## 4. 開園日・開園時間及び休園日

|      |   |
|------|---|
| 開園日  | 月曜日から金曜日（休園日を除く）  |
| 開園時間 | 午前8時50分～午後2時10分（5歳児）<br>午後2時05分（4歳児）<br>午後2時00分（3歳児）<br>※午前保育は、午前11時50分まで（5歳児）<br>午前11時45分まで（4歳児）<br>午前11時40分まで（3歳児）<br>※月に2回程度午前保育になることがあります。<br>※上記の時間後に預かり保育を実施する日があります。 |
| 学 期  | 第1学期 4月8日から7月18日まで<br>第2学期 9月2日から12月24日まで<br>第3学期 1月9日から3月17日まで<br>※必要により変更することがあります。   |

|     |   |
|-----|---|
| 休園日 | 土曜日、日曜日、祝日、開園記念日、都民の日<br>夏季休業日 7月19日から9月1日まで<br>冬季休業日 12月25日から1月8日まで<br>春季休業日 3月18日から4月7日まで<br>※必要により変更することがあります。<br>※8月9日から17日まで学校閉鎖期間となります。 |
|-----|---|

## 5. 職員体制

|            | 常勤 | 非常勤 |
|------------|----|-----|
| 園長         | 1  | —   |
| 副園長        | —  | —   |
| 主任教諭       | 1  | —   |
| 教諭         | 3  | —   |
| 特別支援教育支援員  | —  | 6   |
| 事務補助       | —  | 1   |
| 用務主事（業務委託） | 1  | —   |
| 園医（内科・歯科）  | —  | 2   |
| 園薬剤師       | —  | 1   |

## 6. 提供する教育・保育の内容等

### （1）教育・保育

本園は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを踏まえた教育・保育の提供を行います。

### （2）預かり保育

保護者の就労等により保育が必要なお子さまを対象に区から委託された事業者所属の保育士が預かり保育を実施します。利用定員があるため、必ず利用できるとは限りません。また、下記実施日に該当する日でも、預かり保育を実施しない場合がありますので、詳細は園及び委託事業者にお問い合わせください。

なお、入園後、利用するお子さまの年齢や状況に合わせ慣らし保育を行います。慣らし保育の期間中は、下記時間よりも預かり保育時間が短くなります。

- ・実施日：平日（長期休業日等を含む）
- ・時間：午前9時～午後6時（教育時間を除く）  
※ご家庭の就労状況等により、園と相談のうえ8時30分～9時の間に登園できます。預かり保育の活動は9時から開始します。
- ・定員：1日につき30名まで
- ・委託事業者：株式会社テンドーラビングケアサービス

### （3）給食

弁当業者による配食サービスを利用した弁当給食を実施します。提供回数はアレルギーや宗教上の理由から弁当持参が必要な場合を除き、週5回となります。給食の提供を希望しない場合は、園へお申し出ください。

## 7. 保護者の負担

### (1) 保育料

保育料は無償です。

### (2) 保育料以外の費用

保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

①預かり保育料 東京都台東区立幼稚園保育料条例に定める額

②園服代 16,000円程度（冬服・夏服合計）

③諸費（教材費・絵本代等） 毎月1,000円程度

④給食費 1食あたり230円（長期休業期間のみ）

※給食費は、世帯の所得又は多子の順位に応じて免除となる場合があります。

※給食費は、公費負担となっているため、長期休業期間以外の保護者負担はありません。  
（長期休業期間の給食費は預かり保育料に含まれます。）

※遠足の交通費等で集金が必要となる場合は、随時お知らせします。

※その他、PTA会費、修了対策費の集金があります。

## 8. 利用の開始及び終了

本園の利用は、保護者が入園の申し込みを行い、台東区教育委員会が入園を決定することにより開始します。

また、本園は以下の場合に教育・保育の提供を終了します。

- ・保護者が退園の手続きを行ったとき
- ・園児が小学校に就学したとき
- ・台東区外に転居したとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※当該年度に最終学年（5歳児クラス）のお子様は第3学期中に台東区外へ転出する場合、修了まで通うことができます。また、最終学年以外のお子様は月末まで通うことができます。区外から通園するためには手続きが必要です。詳細は、園及び教育委員会へお問い合わせください。

## 9. 緊急時の対応方法

保育中に、けがや事故が起きてしまった場合には、保護者に連絡します。

なお、保護者に連絡が取れない場合や急な容体の変化等があった場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、園医または子供の主治医へ連絡を取るなど、子供の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 10. 災害共済給付（保険）の加入

本園では、教育時間中の万が一のけがや事故に備え、台東区が掛金を全額負担して、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付（保険）に加入していただきます。預かり保育時間中の備えについては、委託事業者が損害保険に加入するため保護者の方へ加入していただく必要はありません。

## 1 1. 非常災害時の対策

|               |  |                     |        |      |        |      |
|---------------|--|---------------------|--------|------|--------|------|
| 消防計画作成<br>届出書 | 日本堤消防署 平成29年8月31日届出                          |                     |        |      |        |      |
|               | 防火管理者  | 台東区立富士小学校 副校長 市原 康範 |        |      |        |      |
|               | 防火担当責任者                                      | 台東区立富士幼稚園 園長 足立 祐子  |        |      |        |      |
| 避難訓練          | 火災や地震などを想定した避難訓練(年11回以上)及び消火訓練(年2回以上)を実施します。 |                     |        |      |        |      |
| 防災設備          | 自動火災報知設備・消火器・誘導灯・防火扉(シャッター)                  |                     |        |      |        |      |
| 避難場所          | 一次避難場所                                       | 富士小学校               | 二次避難場所 | 富士公園 | 広域避難場所 | 隅田公園 |

## 1 2. 虐待の防止のための措置

子供への虐待を防止するため、台東区では「台東区要保護児童支援ネットワーク」を構築し、職員に対する研修の実施、実務者会議などによる関係機関との連携により、児童虐待の発生予防及び早期発見に努めています。

この重要事項説明書は、令和7年4月以降の入園者向けに、令和7年1月31日現在の情報を基に作成しています。

内容に変更があった場合は、随時お知らせいたします。